



国 監 告 第 6 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 4 年度第 3 回定期監査
における指摘事項の措置について、別紙のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 31 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

(写)

国政経発第288号

令和5年3月28日

国立市監査委員 庄 司 雅 様

国立市監査委員 青 木 淳 子 様

国立市長 永 見 理 夫

令和4年度第3回定期監査における指摘事項の措置について（通知）

令和5年3月3日付国監発第39号により提出がなされた件について、下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 指摘事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 行政管理部
防災安全課
市民課

担当部局長 行政管理部長 藤崎 秀明

以上

【指摘事項】

(1) 回議用紙の必要事項の取り扱いについて

委託契約や賃貸借契約の決裁文書で、回議用紙の分類番号、保存年限、開非区分、施行年月日の未記入と、浄書者、照合者、発送者、契約締結請求時の公印使用欄に押印がないものが多く見受けられた。

文書管理規程、文書事務の手引きに基づき、事務を執行されたい。

措置前の状況

委託契約や賃貸借契約の決裁文書において、回議用紙の分類番号や保存年限等の未記入及び浄書者、照合者等並びに契約締結請求時の公印使用欄への押印漏れ等が生じていました。

措置の内容

文書管理上不適切でしたので、今後、課長及び文書取扱責任者におきまして、職員への指導及び確認並びに文書管理の徹底を図っていきます。

【指摘事項】

(1) 回議用紙の必要事項の取り扱いについて

委託契約や賃貸借契約の決裁文書で、回議用紙の分類番号、保存年限、開非区分、施行年月日、発送欄の未記入と、文書取扱責任者、浄書者、照合者、発送者、契約締結請求時の公印使用欄に押印がないものが多く見受けられた。

文書管理規程、文書事務の手引きに基づき、事務を執行されたい。

措置前の状況

契約事務に係る決裁文書等については、これまでも十分に注意を払い取り扱ってきたところではあります。しかしながら、今回の定期監査での結果、文書事務管理規程、文書事務の手引きに基づき記載すべき内容について、記載されていないものも多く見受けられました。

措置の内容

今回ご指摘頂いたような事案が確認されたことを受け、再度決裁文書の作成の仕方等について文書事務管理規程、文書事務の手引きを確認するとともに、契約事務の取扱いについての通知等についても確認を行い、適正な事務の執行を行うよう課内に周知徹底したところであります。